

第6回沖縄県軽石問題対策会議

日時：令和4年2月15日（火）

次 第

1 報告事項

- (1) 漂着等の状況と対応について
- (2) 軽石漂着に係る被害状況について

2 議 題

- (1) 軽石問題に係る要望等に対する県の対応方針について

3 その他

沖縄県軽石問題対策会議報告事項

令和4年2月15日（火）

所管部局：環境部、土木建築部、農林水産部

件名	軽石大量漂流・漂着状況と対応について
内容	<p>漂着状況及び対策状況について (環境部関係)</p> <p>県、市町村等が回収した軽石の量は、令和4年<u>2月4日</u>時点で約<u>29,209</u>立法メートル（添付資料1）。</p> <p>(土木建築部関係)</p> <p>(1) 海岸（<u>2/8</u>時点）</p> <ul style="list-style-type: none">・漂着が確認されている市町村数 38市町村・<u>直近の回収着手予定（各土木事務所の回収業務発注状況）</u><ul style="list-style-type: none"><u>北部土木事務所 5件（今帰仁村、名護市、大宜味村、東村、国頭村の海岸）</u><u>中部土木事務所 2件（中部東海岸、中部西海岸）</u><u>南部土木事務所 2件（久米島町海岸、南部管内海岸）</u><u>宮古土木事務所 1件（平良島尻海岸）</u><u>八重山土木事務所 3件（竹富町、石垣市、与那国町の海岸）</u>・回収済みの場所 大宜味村（根路銘大兼久） <p>(2) 港湾（<u>2/8</u>時点）</p> <ul style="list-style-type: none">・軽石漂着を確認した港湾数は<u>37</u>港（県管理<u>35</u>、県管理以外2）。・回収作業中は<u>8</u>港<ul style="list-style-type: none">【県管理】①前泊港、②内花港、③仲田港、④奥港、⑤運天港、⑥徳仁港、⑦本部港【その他】⑧那覇港・<u>12/10から運天港において港湾法第55条の3の3に基づき国による港湾施設の一部管理が行われており、軽石対策について国と県で協同により対応している。国の一部管理期限が令和4年2月9日までとなっているが、期限延長について国と調整中。</u> <p>(3) 河川（県管理）（<u>1/31</u>時点報告）</p> <ul style="list-style-type: none">・11河川で潮の満ち引きや風等により漂流・消失を繰り返している。 <p>(農林水産部関係)</p> <p>(1) 漁港（<u>2/8</u>時点）</p>

- ・ 軽石漂着は61漁港（漁業活動に支障が生じている港は無し）
- ・ 回収着手済みの場所 7漁港（回収量累計：2,970m³）
 - ① 辺土名漁港、② 安田漁港、③ 宜名真漁港、④ 運天漁港
 - ⑤ 久高漁港、⑥ 港川漁港、⑦ 波照間漁港

(2) 農林水産部所管海岸（2/8時点）

- ・ 漂着を確認した海岸は、農地海岸72中の55海岸、漁港海岸52中の44海岸
- ・ 回収着手済みの場所 8地点（回収量累計：1,701m³）
 - ① 国頭村辺土名（漁港海岸）、② 本部町具志堅、③ 今帰仁村運天、
 - ④ 伊是名村、⑤ 本部町備瀬・具志堅、⑥ 国頭村辺土名（農地海岸）、
 - ⑦ 久米島町仲里、⑧ 宮古島市狩俣東部・長北・浦底・新城

軽石・回収済み数量 (R4. 2. 4時点まとめ)

環境部、土木建築部、農林水産部

県漁港	1	国頭村 (辺土名漁港)	1,330m ³
	2	国頭村 (安田漁港)	1,080m ³
	3	八重瀬町 (港川漁港)	80m ³
	4	竹富町 (波照間漁港)	40m ³
県港湾	1	南城市 (徳仁港)	800m ³
	2	本部町 (本部港_本部地区)	1,600m ³
	3	本部町 (本部港_渡久地地区)	100m ³
	4	今帰仁村・名護市 (運天港)	11,800m ³
	5	伊是名村 (仲田港)	230m ³
	6	伊是名村 (内花港)	340m ³
	7	伊平屋村 (前泊港)	500m ³
	8	国頭村 (奥港)	200m ³
海岸 (県土木)	1	大宜味村 (大兼久海岸)	400m ³
	2	石垣市 (伊原間、平久保)	229m ³
	3	竹富町 (黒島、新城)	465m ³
海岸 (県農林)	1	国頭村 (辺土名漁港海岸)	154m ³
	2	本部町 (具志堅海岸)	240m ³
	3	今帰仁村 (運天海岸)	450m ³
	4	伊是名村 (内花、屋ノ下、勢理客、伊是名海岸)	833m ³
	5	本部町 (具志堅、備瀬海岸)	20m ³
	6	国頭村 (辺土名農地海岸、辺土名漁港海岸)	0m ³
	6	久米島町 (仲里漁港海岸)	0m ³
	7	宮古島市 (狩俣東部、長北、浦底、新城海岸)	0m ³
	7	宮古島市 (狩俣東部、長北、浦底、新城海岸)	0m ³
市町村 ※市町村が実施した回収(ボランティアによる回収を含む)	1	糸満市	27m ³
	2	豊見城市	18m ³
	3	南城市 (久高漁港、安座間海岸、久手堅海岸等)	276m ³
	5	大宜味村	30m ³
	6	今帰仁村 (運天漁港、河口、海岸)	840m ³
	7	本部町	40m ³
	8	恩納村	3,592m ³
	9	中城村	10m ³
	10	伊江村	100m ³
	11	北谷町	7m ³
	12	多良間村	30m ³
	13	渡嘉敷村	500m ³
	15	石垣市	10m ³
	16	北中城村	27m ³
	17	うるま市	1,100m ³
	18	浦添市	339m ³
	19	座間味村	108m ³
	20	伊平屋村	574m ³

軽石・回収済み数量 (R4. 2. 4時点まとめ)

	21	宮古島市	70m ³
	22	国頭村	218m ³
	23	与那国町	1m ³
那覇港		那覇港管理組合	401m ³
			29,209m ³

環 政 号 外
令和4年2月10日

土木環境委員会
委員長 瑞慶覧 功 殿

沖 縄 県 環 境 部
部 長 松田 了

資料の提出について（回答）

令和4年1月13日付け事務連絡で依頼のあった下記の資料について、別添のとおり提出いたします。

記

事項 : 軽石に関する被害状況及び被害額について

軽石漂着・漂流に係る被害及び対応状況(調査票)
【土木建築部(港湾課)】

項目	内容
1. 被害の状況	<p>○1月27日時点で県管理35港湾及び那覇港、石垣港の計37港湾で漂着が確認されている。うち、これまでに運航に支障が生じているのは、7港湾。</p> <p>①仲田港(伊是名村)、②徳仁港(南城市)、③運天港(今帰仁村)、④水納港(本部町)、⑤渡嘉敷港(渡嘉敷村)、⑥本部港(本部町)、⑦中城湾港安座真地区(南城市)</p>
2. 被害額及び額算定の考え方	<p>被害額: 405,461 千円</p> <p>(額算定の考え方)</p> <p>○港湾災害について</p> <p>1/17~1/21で実施した災害査定(運天港(299百万)、奥港(6百万)、前泊港(19百万)、内花港(11百万)、仲田港(14百万)、本部港(24百万)、徳仁港(22百万)、那覇港(10百万))の査定額を計上している。</p> <p>※運天港の国による回収費(直轄災害)は除いている。</p>
3. (1に対する)現在の取組状況及び課題など	<p>○1月27日時点で8港湾で回収作業に着手している。</p> <p>県管理港湾(7港)</p> <p>①前泊港、②内花港、③仲田港、④奥港、⑤運天港、⑥徳仁港、⑦本部港</p> <p>県管理以外港湾(1港)</p> <p>①那覇港</p> <p>○回収した軽石は港湾施設内で仮置きしているが、運天港においては軽石の量が多いため、仮置き場の確保が課題となっている。</p> <p>○1月27日時点で港湾における回収量: 14,470m³</p>
4. 当面の対応方針(実施計画)	<p>○港湾においては、軽石が漂流、漂着し、船舶の航行及び係留に支障をきたす場合は、港湾災害復旧事業で対応することとしている。</p> <p>予算額: 1,012,000千円(港湾災害復旧事業費 工事費)</p>

※各部で別途整理した情報があれば、必要に応じて追加添付してください。

軽石漂着・漂流に係る被害及び対応状況(調査票)

【土木建築部(海岸防災課)】

項目	内容
1. 被害の状況	<p>○ 1月26日時点で土木建築部所管の海岸、38市町村で漂着が確認されている。10月中は、本島北部の市町村への漂着が顕著であったが、11月に入ると、本島全域及び周辺離島で広く漂着が確認され、11月20日以降には宮古島市をはじめとして12月1日までに先島諸島全域で漂着が確認された。</p> <p>○ 土木建築部所管の海岸で推定する軽石回収量は102,000m³としている。これは、本島北部の海岸の漂着量を基に、先島諸島も含め、県内全域で回収予定の海岸延長から推定した。</p> $56,800\text{m} \times 1.8\text{m}^3/\text{m} \div 102,000\text{m}^3$ (海岸延長) × (m当り回収量) ÷ (推定軽石回収量)
2. 被害額及び額算定の考え方	<p>被害額: 1,093,000 千円</p> <p>○ 県内全域の土木建築部所管海岸においては、漂着した軽石の回収に要する想定費用を、1,093,000千円と試算している。</p> $102,000\text{m}^3 \times \text{¥}7,110 \times 1.37 \times 1.1 \div 1,093,000\text{千円}$ (推定軽石回収量) × (掘削・積込・運搬) × (諸経費) × (消費税)
3. (1に対する)現在の取組状況及び課題など	<p>○ 海岸に漂着した軽石が、再漂流し、漁港や港湾への影響を及ぼすことを防ぐため、本島北部の海岸を中心に軽石漂着が顕著な箇所から回収作業に着手している。</p> <p>○ 回収した軽石については、県の基本的対処方針に基づき、利活用が検討されており、それまでの間、回収した軽石を仮置きしておく必要があるため、仮置き場の確保が課題となっている。</p> <p><土木建築部所管海岸軽石回収・運搬状況></p> <p>令和4年1月26日までに1,628m³の軽石回収・運搬を実施</p> <p>内訳: 海岸管理者による回収 684m³ ボランティアが回収した軽石の運搬 944m³</p>
4. 当面の対応方針(実施計画)	<p>○ 漁港や港湾への影響が懸念される箇所に加え、観光や海浜利用に支障を来している場所など、市町村からの要望を踏まえ優先度の高い箇所から回収を実施する。また、ボランティア等で回収された軽石について、仮置き場等への運搬を行う。</p> <p>○ 海岸における軽石回収は、環境部の「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用しており、土木建築部分として令和3年12月13日に7億円の分任を受けた。残りの金額については、令和4年度当初予算等で分任を受ける予定。各土木事務所の予算配分・執行状況は以下のとおり(令和4年1月26日時点)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部土木事務所 1億9千4百万円 ・中部土木事務所 4千3百万円 ・南部土木事務所 1億9千9百万円 ・宮古土木事務所 1億6千3百万円 ・八重山土木事務所 1億 1百万円 <p>執行額 1億 7百万円 執行率 15.3%</p> <p>○ 市町村においても、「海岸漂着物等地域対策推進事業」の補助金を活用し漂着軽石の回収を実施していることから、状況の確認・共有を図り、連携して取り組んでいるところである。</p>

※各部で別途整理した情報があれば、必要に応じて追加添付してください。

軽石漂着・漂流に係る被害及び対応状況(調査票)

【農林水産部】

項目	内容
1. 被害の状況	<p>1. 水産関連 操業自粛隻数は11月12日の1,570隻をピークとして、減少。 1月20日の操業自粛隻数は421隻(13.9%)であり、被害隻数はのべ189隻。</p> <p>2. 漁港関連 1/26時点で61漁港に漂着が確認されている。うち漁業活動に支障が生じている漁港は3漁港となっている。 これまでに県管理の4漁港、市町村管理の2漁港で災害復旧事業を実施した。また、波照間漁港(竹富町)に係る応急工事協議書を1/12に提出し、同日で了解を得た。1月21日付けで契約を締結している。</p> <p>3. 農林水産部所管海岸の軽石漂着状況(1/27時点) 農地海岸 55海岸(県全体72海岸)、県管理漁港海岸13海岸(県全体16海岸)、計24市町村 88海岸</p>
2. 被害額及び額算定の考え方	<p>被害額: 109,246 千円 (漁港関連のみ)</p> <p>1. 水産関連 被害額: 算定困難 漁業被害については、軽石以外のコロナ、資源量等の影響を排除することが出来ないことから、軽石のみの被害額を算定することは困難。 <参考値> 平年からの水揚げ減少: ▲ 290 t (14.7%) (10月、11月) ▲ 229,021 千円 (16.7%) 被害漁船の修理金額: 2,000 千円</p> <p>(水揚げ減少額算定の考え方) ・県内の水産物卸売市場(23市場)の10月、11月分の市況情報について、平年の水揚げ金額(H28~R2の5中3平均)とR3年の水揚げ金額との差を求めたところ、18市場(78.3%)で水揚げが減少していたことから、減少額を合計した。</p> <p>2. 漁港関連 被害額: 10,9246 千円</p> <p>(額算定の考え方) 令和3年12月13日から12月15日にかけて行われた、県管理の4漁港、市町村管理の2漁港での災害査定額。</p> <p>3. 農林水産部所管海岸 被害額: 算定困難</p> <p>(額算定の考え方) 農林水産部所管海岸(農地海岸、県管理漁港海岸)は、背後地の防護を目的とした施設であり、軽石漂着・漂流による被害額は算定できない。</p>

<p>3. (1に対する) 現在の取組状況 及び課題など</p>	<p>1. 水産関連</p> <p>① 軽石による漁業への影響の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害調査の実施、対策協議会の設置(6,550千円) <p>② 漁業者の経営安定のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者等による軽石除去作業を支援(384,053千円) ・ 燃油代の補助(1ヶ月分相当)(89,312千円 2月補正) ・ 漁業者の資金繰りを支援(利子補給)(874千円 2月補正) <p>③ 安全操業の確保と安定生産のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海水こし器の設置補助(補助率:1/2)(135,000千円) ・ モズク、アーサへの異物混入対策(10,000千円) <p>総額6億,2578万円を計上(措置済み5億3,560万円、要求中9,018万円)</p> <p>2. 漁港関連</p> <p>1/26時点で、県管理の4漁港、市町村管理の2漁港で災害復旧事業の実施中。 軽石の影響は現在も終息していないことから、査定日以降に漂着し、除去する軽石について再調査の対象となったほか、汚濁防止膜や処分場については、実施において精査することとなった。</p> <p>3. 農林水産部所轄海岸</p> <p>漁港・漁場周辺の海岸(漁港海岸、農地海岸)に漂着している軽石の漁港内等への再漂流を防ぎ、漁業活動の早期再開に繋げることを目的に、海岸の軽石除去作業を漁協へ委託。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 辺土名漁港海岸:12月23日完了、回収量153m3、国頭漁協 ・ 具志堅海岸:12月23日完了、回収量240m3、本部漁協 ・ 運天海岸:12月15日着手・実施中、回収量455m3、今帰仁漁協 ・ 内花・屋ノ下・勢理客・伊是名海岸:12月22日着手・実施中、回収量373m3、伊是名漁協 ・ 仲里漁港海岸:1月24日着手・実施中、回収量0m3、委託先:久米島漁協
<p>4. 当面の対応方針 (実施計画)</p>	<p>1. 水産関連</p> <p>軽石による漁業被害が甚大であることから、漁業の再開に向けた経費への緊急的な支援を行うために、2月議会で補正予算を確保する予定である。</p> <p>2. 漁港関連</p> <p>軽石の漂着状況は適時確認しており、今後も大量に漂着があった場合は水産庁と速やかに応急工事の協議を行うなどして、撤去工事に早期に着手出来るよう努める。</p> <p>3. 農林水産部所轄海岸</p> <p>①受託可能な漁協と委託し、漂着軽石の除去作業に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月上旬契約予定:伊平屋漁協(島尻、西島尻海岸)

※各部で別途整理した情報があれば、必要に応じて追加添付してください。

軽石漂着・漂流に係る被害及び対応状況(調査票)
【文化観光スポーツ部】

項目	内容						
1. 被害の状況	<p>(1) ダイビング等マリンレジャーへの影響 (10月末～12月末) キャンセル件数： 532件 回答：142社/380社</p> <p>(2) その他の影響事例 マリンレジャー用ボート等の故障 (エンジン関係) ダイビングポイント変更 グラスボートツアー、釣り船等運航中止 フォトウェディングの撮影場所変更、修学旅行の旅程変更</p>						
2. 被害額及び額算定の考え方	<p>被害額： - 千円</p> <p>(額算定の考え方) 新型コロナウイルス感染症の拡大により入域観光客数が減少しており、軽石のみの被害額の算出方法等について検討中 なお、アンケート調査による2021年11月・12月の売上高の増減率は事業者によりばらつきがあるが、以下のとおりとなっている。 アンケート対象：380社 回答12社</p> <table border="0"> <tr> <td>売上増減率</td> <td>2019年11月・12月比</td> <td>△95%～+10%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2020年11月・12月比</td> <td>△60%～+40%</td> </tr> </table>	売上増減率	2019年11月・12月比	△95%～+10%		2020年11月・12月比	△60%～+40%
売上増減率	2019年11月・12月比	△95%～+10%					
	2020年11月・12月比	△60%～+40%					
3. (1に対する)現在の取組状況及び課題など	<p>(1) キャンセル等の被害情報に係る情報収集 (アンケート調査等)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域観光協会 ②マリンレジャー事業者 ③海水浴場設置事業者 <p>(2) 県HP・おきなわ物語 (観光情報WEBサイト)等における情報発信</p> <ol style="list-style-type: none"> ①軽石の漂着状況 ②フェリー運航情報 ③マリンレジャー事業者の一覧等 (リンク掲載) 						
4. 当面の対応方針 (実施計画)	<p>(1) 情報収集の継続</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業者における被害状況及び影響 ②海水浴場等への漂着及び対応状況 <p>(2) 情報発信の継続及び内容拡充</p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報発信を継続するとともに、風評被害等を防ぐために必要な情報発信の検討を行う。 <p>(3) 土木建築部、環境部等と連携した軽石撤去方法及びエリア優先順位の検討</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ワーキング会議における情報収集及び共有 						

※各部で別途整理した情報があれば、必要に応じて追加添付してください。

○ 各自治体要望事項に対する県の対応状況

No.	要望事項	県の対応状況
1	国・県において早急に軽石の除去及び処分を行うこと	<p>県管理港湾・漁港では港湾災害復旧事業、海岸等では海岸漂着物地域対策費補助金を活用し、4港湾、8漁港、10海岸で計軽石の回収を実施し、約2万立法メートルを回収しました。さらに土木事務所で回収業務委託作業を進めており、北部5件、中部2件、南部・久米島2件、宮古1件、八重山3件で着手予定です。</p> <p>また、回収後の利活用を推進するため、アイデア集の公表及び軽石譲渡の仲介を行う準備を進めているところです。</p> <p>なお、県管理漁港では適時軽石を撤去しているほか、港口に汚濁防止膜を設置するなどし、漁港内への流入防止に努めています。</p>
2	自治体等の負担費用等に対する支援を行うこと	<p>市町村の回収に充てる予算として海岸漂着物地域対策費補助金を要望のあった17市町村に配分しました。</p> <p>なお、地方自治体が単独で軽石除去等を実施する場合に経費の5割を特別交付税措置する方針が国から示されております。</p>
3	漂流状況調査・予測を行い広く情報提供するなど、被害を最小限とする対策をとること	<p>漁港・港湾及び海岸における漂着状況を県ホームページで公表し、毎週情報更新しています。</p> <p>また、軽石の漂流状況については、沖縄県漁業無線協会のホームページで、漁船、海上保安庁、JAXAからの漂流情報等を随時公開すると共に、無線で緯度経度を読み上げて、操業中の漁船に伝える取り組みを開始しました。</p>
4	水産業における経済的損失等の被害状況の調査を行い補償・補填、補償制度の創設等を行うこと	<p>水産業における経済的損失については、軽石以外の新型コロナ、資源量等の影響を排除することができず、軽石のみの被害額を算定することは難しところですが、県内水産物卸売市場の平年水揚げ金額とR3年の水揚げ金額との差額により参考額として把握するよう検討しており、引き続き被害状況把握に努めてまいります。</p> <p>また、災害等に伴う漁業者の減収対策としては、すでに国による漁業共済制度が整備されています。県では安全操業の確保、及び経営安定に係る対策として、海水こし器等設置、及び漁船の燃油に係る補助等に取り組んでまいります。</p>
5	漁船等の故障、修理及び被害防止策への財政支援を行うこと。	<p>漁船の故障、修理については、漁船保険が適用されるためその活用を呼び掛けてまいります。また、被害防止策として、県では、海水こし器等設置に係る補助を開始したところです。</p>
6	漁船保険の適用ができるよう求めること。	<p>漁船保険の適用については、軽石によるエンジンの主要部品の破損による交換費用に加え、洋上での救助費も保険対象となることを日本漁船保険組合沖縄県支所に確認しております。</p>
7	観光業における経済的損失等の被害状況の調査を行い補償・補填、補償制度の創設等を行うこと	<p>沖縄観光コンベンションビューローと連携して観光事業者の受けた被害の状況や観光への影響について調査しているところです。また、観光関連団体や事業者へのアンケートやヒアリング調査を通して、事業者支援等について検討しております。</p>
8	水産資源、サンゴ、海岸景観、生態系等の自然環境に対する影響を調査し対策に必要な財政支援を行うこと	<p>水産資源や自然環境への影響が生じないよう軽石の回収に努めているところです。</p>
9	軽石の人体等への影響について調査し情報発信すること	<p>サンプリングした軽石について重金属類の含有・溶出試験を実施し、健康や環境に対する安全性に問題はないことを確認しました。その結果をホームページ上で公表し周知しています。</p> <p>なお、厚生労働省への照会も行い、水産物に火山灰や軽石等が混入したことによる健康被害はこれまで確認されていないと回答を受けております。</p>

○ 各自治体要望事項に対する県の対応状況

No.	要望事項	県の対応状況
10	国と県が連携して軽石対策に取り組むこと	<p>令和3年11月2日に、玉城知事が防衛省、環境省、農林水産省等、国の関係機関に対し、さらに、11月17日には、照屋副知事が水産庁長官等に対し要請を行い、災害復旧事業及び海岸漂着物対策推進事業の予算を確保していただきました。</p> <p>また、県の軽石問題対策ワーキングに国のリエゾン、第11管区海上保安本部を加え情報共有を図っております。</p> <p>加えて、運天港においては、港湾法第55条の3の3に基づき国による港湾施設の一部管理が行われており、軽石対策について国と県で協同により対応しているところです。</p> <p>そのほか、漁港については水産庁へ適時状況報告を行うと共に応急協議を行う場合は迅速に対応するなど取り組む、</p> <p>沖縄観光コンベンションビューローと連携して収集した観光への影響の状況について適宜、観光庁と情報共有を図り、同庁ホームページ上で風評被害を招かないよう沖縄県における軽石の漂流・漂着状況の正しい情報発信を行うなど、国と連携して取り組んでおります。</p>
11	離島等の生活物資・救急搬送体制を確保すること	<p>港湾においては、災害復旧事業により、船舶の航行及び係留に関する支障を速やかに除去するように対応しており、生活物資・救急搬送体制に支障が生じないよう取り組んでおります。</p>
12	処分・利活用の方針を示す等技術的支援を行うこと。	<p>民間における利活用に資するため、県ホームページで軽石の成分分析結果等を公表しています。</p> <p>また、利活用アイデア公募の結果をアイデア集としてとりまとめ、仮置き中の軽石の譲渡に関する手続きをアナウンスし、県民、企業、団体の利活用を促進するとともに応募のあったアイデアのうち農林用園芸資材への活用等4件について、県の担当課で検証を行うこととしております。</p> <p>加えて、農林水産分野への利用については、部内に設置(11/1)した利活用検討チームにおいて検討を行っており、次のような検討状況となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利活用にあたっての課題である軽石の塩分除去については、民間コンサルを活用し、塩分溶脱や透水試験等を実施中 ・利活用の基礎資料となる軽石の性質について関係機関（工業技術センター）と連携し分析を実施し、結果を踏まえ、農業利用（暗渠排水資材、ほ場勾配修正、堆肥副資材）等への利活用について、検討を進めるとともに、随時HPにおいて公表し県民等へ周知したいと考えております。
13	漁港、港湾、航路等への侵入防止対策を講ずること又は財政支援を行うこと	<p>定期船が入出港する港湾は港口が広く、港口全体にオイルフェンスを設置すると延長が長くなり、定期船の入出港の度にオイルフェンスを開閉管理することは困難となっています。オイルフェンスの設置にあたっては、運航事業者などの関係者と協議し検討していきたいと考えております。</p> <p>なお、県管理漁港においては、港口に汚濁防止膜を設置する等して漁港内への流入防止に努めています。</p>
14	市町村との連携体制を構築すること	<p>これまで次の事について市町村と連携を図っております。引き続き連携して軽石問題に対応してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における回収量 ・補助金の交付及び事務の進め方 ・希望者への譲渡に関する手引きの提供 ・利活用アイデア公募の結果をアイデア集として公表し併せて回収された軽石譲受に関する手続きをアナウンスし、県民、企業、団体の利活用を促進する。 ・各土木事務所、現場パトロールや管内市町村等からの情報を収集し漂着状況の把握に努めている。 ・また、回収箇所の優先順位や仮置き場の調整、ボランティアの活動状況。 ・市町村が回収を行う場合の発注関係資料の提供、回収状況の確認・情報共有。 ・港湾において軽石が漂着した場合、市町村からの報告を受けており、対策について各市町村と土木事務所が連携して検討。 ・市町村管理漁港では市町村と漂着情報を共有し、漂着がある漁港について災害復旧事業の積極的な活用を呼びかけ。 ・県が取り組む補助事業（海水こし器等設置、及び燃油補助）について、県内40市町村と調整、情報提供を行いながら進めている。その他の市町村からの問い合わせに対しては、その都度対応している。 ・地域観光協会を対象に観光への影響についてアンケート調査を実施しており、市町村関連部署との連携体制の構築に向け、今後、市町村関係部署とも意見交換を行うこととしている。

○ 各自治体要望事項に対する県の対応状況

No.	要望事項	県の対応状況
15	海難救助・警備に支障が生じないよう配慮すること	海難救助・警備を所管する第11管区海上保安本部に、県軽石問題対策ワーキングに加わっていただき、同保安本部と情報共有し連携を図っております。
16	軽石の漂流・漂着があった場合の特段の配慮	新たに軽石の漂着が発生した場合についても、これまで実施してきたのと同様に対応してまいります。 また、11月県議会で回収に必要な補正予算を編成し要望する市町村に所要額を内示しておりますが、新たな要望がある場合は、国と調整するなどし必要な予算の確保に努めます。
17	回収・除去の際の県の許認可の対応について	県では、軽石の採取や保管に係る各種規制について整理し、ホームページ上で公表しております。 また、港湾において市町村が回収した軽石については、港湾内への仮置きを認めております。
18	長期的視野に立ったエキスポ港等の整備について	本部港本港地区、本部港旧エキスポ地区において、短期（1年）、中期（3年程度）、長期（5年以上）のスパンで、対応方を5案検討しており、現在、各町村の公営企業（フェリー）担当や施設管理担当との意見交換を行っているところです。
19	運天港内の軽石対策を講ずること	(No.10に同じ) 運天港においては、港湾法第55条の3の3に基づき国による港湾施設の一部管理が行われており、軽石対策について国と県で協同により対応しております。

(案)

環 整 第 号
令和4年2月 日

市町村長 殿

沖縄県知事 玉城 デニー
(公印省略)

軽石に係る県への要望事項への対応状況の御報告及び内容確認依頼について

本県の海岸漂着物対策の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、各自治体首長及び議会からいただいた軽石に関する要望事項に対する県の対応状況を別添のとおり御報告いたします。

つきましては、内容を御確認いただき、御意見等がございましたら下記により御提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 依頼内容 軽石に関する要望事項に対する県の対応状況の内容確認及び意見作成
- 2 提出方法 下記担当メールアドレスまで
- 3 提出様式 別紙様式
- 4 提出期限 令和4年2月28日(金)
- 5 備 考 意見がない場合は提出不要です。

環境部環境整備課一般廃棄物班
担 当 喜友名(2655)、西村(12656)
電 話 098-866-2231
Email nishmurs@pref.okinawa.lg.jp

軽石漂着・漂流に係る意見等

市町村(団体)名: _____

項目	内容
1.課題、県の対応等	
2. (1に対する)意見等	

※別途整理した情報があれば、必要に応じて追加添付してください。

担当部課: _____

担当者名: _____

連絡先: _____